

用語解説集

P1 ▶ NPO法人

NPOとは、Nonprofit Organizationの略で、継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。NPO法人とは、「特定非営利活動促進法」に基づき法人格が与えられた特定非営利活動法人のこと。

P7 ▶ フロン

炭素、フッ素、塩素等が結合した化合物の総称。冷蔵庫、カーエアコンの冷媒などに使われている。オゾン層を破壊する力の強いCFC(クロロフルオロカーボン)と、その代替物質であるオゾン層を破壊する力が小さいHCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)や全く破壊しないHFC(ハイドロフルオロカーボン)がある。

P7 ▶ 浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に浮遊する粒子状の物質で、粒径が10マイクロメートル(1マイクロメートルは、1000分の1mm)以下のものをいう。火山の噴煙など自然界に存在するほか、工場の排煙やディーゼル車の排ガスなどが発生源。ディーゼル車の排ガスに含まれる粒子状物質は、発ガン性が指摘されている。SPMは、Suspended Particulate Matterの略。

P8 ▶ BSE

牛海綿状脳症(Bovine Spongiform Encephalopathy)の略。1986年に英国で初めて報告された牛の病気。

P8 ▶ ISO

国際標準化機構(International Organization for Standardization)のこと。国際的な標準規格を制定する民間・非営利団体で、本部はスイスのジュネーブにある。主な規格にISO9001、ISO14001などがある。

P8 ▶ HACCP

危害分析重要管理点(Hazard Analysis and Critical Control Point)の略。1960年代に米国で宇宙食の安全性を確保するために開発された食品の品質管理手法。

P8 ▶ GMP

適正製造基準(Good Manufacturing Practice)の略。衛生的な食品を製造するための施設・設備、食品の取り扱い、従事者などに関わる基準のこと。

P8 ▶ トレーサビリティ

食品の生産から販売までの履歴を明らかにし、その履歴が追跡できること。

P8 ▶ トレースバックシステム

製品に表示した賞味期限や記号などから、製品の原材料(産地、耕作地、生産者など)、製造工程、検査結果などを追跡できるシステムのこと。

P10 ▶ 最終処分量

事業所外に排出される廃棄物のうち、直接処分場に埋め立てられる廃棄物の処分量と、外部の設備で焼却される廃棄物の量を足した量のこと。最終処分廃棄物量(p20参照)と同義。

P10 ▶ コージェネレーションシステム

1種類の燃料から同時に2種類のエネルギーを供給するシステムのこと。例えば、灯油や重油などを用いて発電を行う場合、その際に生ずる廃熱を暖房や給湯などに利用している。

P10 ▶ グリーン購入

商品やサービスなどを購入する際に、品質や価格とは別に、環境への負荷の程度についても考慮し、できるだけ負荷の小さいものを優先的に購入すること。2001年4月には「グリーン購入法」が制定され、国や地方自治体にはグリーン購入が義務づけられた。事業者についても同様の活動をするように要請している。

P10 ▶ ISO14001

国際標準化機構(International Organization for Standardization)がまとめた環境マネジメントシステムに関する国際規格。この規格は、企業などが環境への負荷を継続的に改善していくためのシステムについて、必要な事項を定めている。

P11 ▶ LCA

ライフサイクルアセスメント(Life Cycle Assessment)の略。原材料の調達から製造・加工、流通、販売、使用、廃棄まで、商品の全ライフサイクルを通じた環境負荷を定量的に把握し評価する手法。

P11 ▶ PCB

有機塩素化合物であるポリ塩化ビフェニル(Polychlorinated Biphenyl)の略。炭素、水素、塩素などを工業的に合成した油状の物質で、電気機器の絶縁油や熱媒体などに使用されてきたが、1968年の「カネミ油症事件」以来、その毒性の強さが問題となり、1972年に製造が中止された。自然環境や生物の体内で分解されず、蓄積しやすい。

P11 ▶ オゾン層

大気中のオゾンは、約90%が地上から10~50km上空の成層圏と呼ばれる領域に集まっており、この成層圏オゾンのことをオゾン層と呼んでいる。太陽からの光に含まれる有害な紫外線を遮断する役割を担っているため、オゾン層が破壊されると皮膚ガンの増加など生態系への悪影響をもたらすといわれている。

P18 ▶ 第一種エネルギー管理指定工場

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」で定める、次のいずれかに該当する工場のこと。

- 1)燃料などの年間使用量が原油換算3,000kℓ以上
- 2)電気の年間使用量が1,200万kWh以上

P18 ▶ 第二種エネルギー管理指定工場

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」で定める、次のいずれかに該当する工場のこと。

- 1)燃料などの年間使用量が原油換算1,500kℓ以上
- 2)電気の年間使用量が600万kWh以上

P18 ▶ 水質汚濁防止法

川、海、地下水などの水質を保全するため、工場や事業場から公共水域へ出る排水の水質、地下浸透を規制する法律。

P23 ▶ 特定フロン

CFC(クロロフルオロカーボン)のことで、分子中に塩素を含み、安定な物質であるため、成層圏まで拡散し、オゾン層を破壊する。また、地球温暖化への影響も非常に大きい(排出重量が同じ場合、CO₂と比べて4,600~14,000倍の地球温暖化効果があるといわれている)。

P23 ▶ 指定フロン

HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)のことで、分子中に塩素および水素を含む。CFCほど安定物質ではなく、水素を含むため分解されるが、一部は成層圏まで拡散し、オゾン層を破壊する。地球温暖化への影響も大きい(排出重量が同じ場合、CO₂と比べて120~2,400倍の地球温暖化効果があるといわれている)。

P23 ▶ 代替フロン

特定フロンの代替となる物質のこと。一般的には、HFC(ハイドロフルオロカーボン)を採用することが多い。HFCは、塩素を含まず、オゾン層は破壊しないが、地球温暖化への影響は大きい(排出重量が同じ場合、CO₂と比べて12~12,000倍の地球温暖化効果があるといわれている)。

P23 ▶ 自然冷媒

冷媒として使用可能な、自然界に存在する物質のこと。主な自然冷媒には、アンモニア、プロパン、CO₂などがある。

P24 ▶ 識別表示

容器包装のリサイクルのために商品に表示されるマークのこと。容器包装を捨てる際に、分別して捨てられるように表示される。

P25 ▶ 再商品化

家庭用商品の使用後に廃棄されるプラスチックや紙などの容器包装を自治体などで分別収集し、資源としてリサイクルすること。

P27 ▶ エコマーク

環境保全に役立つと認められた商品にのみ表示することができるマーク。マークの認定は、認定基準に従い、環境省の指導のもとに(財)日本環境協会が実施している。

P27 ▶ 非木材紙

アオイ科の一年草植物(ケナフ)やサトウキビの搾りかす(バガス)等の木材パルプ以外の資源を原料とした紙。

P28 ▶ 蔵王のブナと水を守る会

蔵王連峰の落葉広葉樹林の伐採を止めること、植林活動によって森の復元を行うことを目的として活動している宮城県白石市のNPO法人(特定非営利活動法人)。

P28 ▶ 日本ウミガメ協議会

ウミガメが上がってくることができるきれいな浜辺を取り戻すために活動している大阪府枚方市のNPO法人(特定非営利活動法人)。

P36 ▶ グリーン購入ネットワーク(GPN)

1996年2月に、企業、政府機関、自治体、民間団体等が協力してグリーン購入を進めていくため、(財)日本環境協会に事務局を置いて発足したネットワーク。GPNは、Green Purchasing Networkの略。